児童発達支援　言の木

運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社 INTER REACTIVE（以下「事業者」という。）が設置する 児童発達支援 言の木（以下、「事業所」という。）において行う指定通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス支援）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び 運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその障害児に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な 児童発達支援及び放課後等デイサービス 支援提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。
２ 事業所の従業者は、支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
３ 事業者は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
４ 前３項のほか、事業者は法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成２４年厚生労働省令第１５号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定通所支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1）名称 児童発達支援　言の木

(2）所在地 北海道石狩市緑苑台東2条1丁目74番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者 １人以上

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定保育所等訪問支援事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）児童発達支援管理責任者 １人以上（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、利用者の児童発達支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

（３）保育士 1人以上

保育士は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

(4)児童指導員 1人以上

児童指導員は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間 午前8時45分から午後16時45分までとする。

（３）サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（４）サービス提供時間 午前8時45分から午後15時45分までとする。

(利用定員)

第６条 事業所の利用定員の合計は10名とする。

（指定通所支援の内容）

第7条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

（１）指定児童発達支援における日常生活の基本的動作指導、知識技能付与、集団生活適応訓練等の支援

（２）指定放課後等デイサービスにおける生活能力向上及び社会との交流促進等の支援

（通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額）

第8条 指定通所支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

3 事業者は、第 1 項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第 1 項については受領証）を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者及び保護者は、指定通所支援の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（１）感染症対策　障害児がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は控えることとする。

（２）受給者証の変更　利用児童の住所及び利用者上限月額、支給量など受給者証の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従業者に知らせるものとする。

（３）利用の中止　利用児童の体調等の理由で予定されていたサービスを中止する場合には、事業者へ速やかに連絡をするものとする。

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、札幌市全域および石狩市とする。

（利用者に関する市町村への通知）

第11条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第 12 条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた 場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

２ 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

３ 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待の防止）

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(3) 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（非常災害対策）

第15条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

２ 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

３ 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
２ 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（掲示）

第17条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
２ 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（身体拘束等の禁止）

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
２ 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
３ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周 知徹底を図る。
(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（秘密保持等）

第19条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を漏らさないものとする。
２ 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
３ 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

（情報の提供等）

第20条 事業所は、指定障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。
２ 事業所は、当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしない。

（利益供与等の禁止）

第 21条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
２ 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（苦情解決）

第22条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
２ 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
３ 事業所は、提供したサービスに関し、市町村長又は北海道知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長又は北海道知事が行う調査に協力するとともに、市町村長又は北海道知事から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４ 事業所は、市町村長又は北海道知事から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長又は北海道知事に報告する。

５ 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（勤務体制の確保等）

第23条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制 を定めておく。

２ 事業所は、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、当事業所の従業者によってサービスを提供する。

３ 事業所は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後３か月以内

(2) 継続研修 年２回

（職場におけるハラスメントの防止）

第24条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

２ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（会計の区分）

第26条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

第27条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

２ 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存する。

（その他運営に関する重要事項）

第28条 事業所は、その事業の運営に当たっては、北海道暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団を利することとならないようにする。

２ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和8年11月１日から施行する。